

森林・環境税の考え方（骨子案）

<p>名 称</p>	<p>(仮称) 清流の国ぎふづくり県民税</p>
<p>森林・環境施策の方向性</p>	<p>全国豊かな海づくり大会で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、<u>緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進することが、これからの森林・環境行政において求められる。</u></p> <p>そのためには、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川など、<u>本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能をより高める取組みを早急かつ確実に進めること、また、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を県民全体で支えていく取組みを併せて進めることが必要である。</u></p> <div data-bbox="359 1220 1412 1780" style="text-align: center;"> <p>- 1 -</p> </div>

必要となる施策

【施策の考え方】

- 新たに実施しなければならない施策
- 既存の施策であっても抜本的に充実させなければならない施策

【施策の内容】

I 豊かな森づくり

項目	事業の概要
①環境保全を目的とした間伐の実施	水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林などを重点的に間伐を着実に進める。
②里山林の整備・利用の推進	広葉樹の整備や侵入竹林の除去、森林病虫害の防除など里山整備活動を進める。
③公共施設等における県産材の利用促進	公共建築物等木材利用促進法に基づき、教育関連施設を中心に木造化、内装木質化及び木製の学童机・椅子の導入などを進める。また、公共施設における木質バイオマス利用を進める。
④地域が主体となった森林づくり活動の推進 【人づくり・仕組みづくり関連】	地域の実情や住民ニーズに対応し、市町村や NPO などの創意工夫による様々な森林づくりの取組（森林環境教育など）を進める。

II 清らかな川づくり

項目	事業の概要
①生物多様性・健全な水環境の保全	野生動物の保護や外来生物の防除、汚濁発生源の抑制・監視、身近な水辺の保全などの取組を進める。
②環境にやさしい人づくり 【人づくり・仕組みづくり関連】	環境教育など環境保全に対する県民意識の醸成を図る取組を進める。

<p>新たな財源の必要性</p>	<p>厳しい財政状況の中、現在、行財政改革アクションプランに基づき、徹底した経費の削減等を行っているところであるが、県財政は依然厳しい状況が続くと考えられる。</p> <p>こうした中、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を行う場合には、引き続き徹底した行財政改革を行うことを前提に、<u>新たな財源を求めざるを得ない状況</u>にある。</p>																														
<p>費用負担の方法</p>	<p>本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後重点的に取り組むべき施策は県民全体で支えていくことを基本的な考え方としていることから、<u>県民に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」</u>により必要な財源を確保する。</p>																														
<p>費用負担額</p>	<p>今後重点的に取り組むべき施策について既存財源で賄うことができない県費は、<u>今後5年間で約60億円</u>と試算され、<u>単年度平均すると約12億円</u>となる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="359 1205 1406 1877"> <thead> <tr> <th>施 策</th> <th>今後5年間に想定される必要額</th> <th>年間必要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全を目的とした間伐の実施</td> <td>19.5</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>里山林の整備・利用の推進</td> <td>5.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>公共施設等における県産材の利用促進</td> <td>16.0</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>地域が主体となった森林づくり活動の推進</td> <td>4.5</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>豊かな森づくり</td> <td>45.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>生物多様性・健全な水環境の保全</td> <td>12.5</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>環境にやさしい人づくり</td> <td>2.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>清らかな川づくり</td> <td>15.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60.0</td> <td>12.0</td> </tr> </tbody> </table>	施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額	環境保全を目的とした間伐の実施	19.5	3.9	里山林の整備・利用の推進	5.0	1.0	公共施設等における県産材の利用促進	16.0	3.2	地域が主体となった森林づくり活動の推進	4.5	0.9	豊かな森づくり	45.0	9.0	生物多様性・健全な水環境の保全	12.5	2.5	環境にやさしい人づくり	2.5	0.5	清らかな川づくり	15.0	3.0	合 計	60.0	12.0
施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額																													
環境保全を目的とした間伐の実施	19.5	3.9																													
里山林の整備・利用の推進	5.0	1.0																													
公共施設等における県産材の利用促進	16.0	3.2																													
地域が主体となった森林づくり活動の推進	4.5	0.9																													
豊かな森づくり	45.0	9.0																													
生物多様性・健全な水環境の保全	12.5	2.5																													
環境にやさしい人づくり	2.5	0.5																													
清らかな川づくり	15.0	3.0																													
合 計	60.0	12.0																													
<p>税 率</p>	<p>【個人】年額 1,000円 (現行の均等割額 1,000円) 【法人】年額 現行の均等割額の10%相当額 (" 2～80万円)</p>																														

課税期間	5年間
管理方法等	<ul style="list-style-type: none">○ 税収とその使途を県民に対して明確にするため、この税財源を基金に積み立てて管理する。○ 県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、岐阜県木の国・山の国県民会議、環境審議会にて、使途事業の事業計画の審査や事業評価を行う。○ 課税期間終了後に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行う。

[参考] 必要となる施策の概要（森林関係）

項 目	事 業 の 概 要	
①環境保全を目的とした間伐の実施	<p>今後5年間に必要な間伐約6万2千haのうち、水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林の間伐に対して重点的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額 ※国庫補助が活用できる場合は県負担分の一部に充てる ・事業量：約30,000ha（5年間） 	
	所要額	19.5億円（単年度 3.9億円）
②里山林の整備・利用の推進	<p>市町村等が実施する里山整備活動（広葉樹林の整備、侵入竹林の除去や森森林病虫害防除）に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額 300千円/h a ・事業量：約1,700ha（5年間） 	
	所要額	5億円（単年度 1億円）
③公共施設等における県産材の利用促進	<p>普及啓発効果の高い教育関連施設（低層建築物）の木造化、内装木質化に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：木造化整備 17千円/m² 内装木質化整備 10千円/m² ※上限補助額 30,000千円/施設 ・事業量：50施設程度（5年間） 	
	<p>県産材を利用した学童机・椅子に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：購入費用の1/2 ※上限10千円/セット ・事業量：4,500セット程度（5年間） 	
	<p>公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入に対して助成する。</p> <p>※木質チップ・ペレット等を燃料とした熱源利用及び空調用の木質資源利用ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：2/3以内 ※国庫補助が活用できる場合は国費（1/2以内）との差額を上乗せ ・事業量：25施設程度（5年間） ※各圏域5施設程度 	
	所要額	16億円（単年度 3.2億円）
④地域が主体となった森林づくり活動の推進	<p>森林環境教育、林地残材の搬出促進や木質バイオマスの活用など、地域固有の課題に精通している市町村やNPO等が、独自性と創意工夫により事業展開する活動の取組を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：市町村 定額2,000千円（限度額） NPO等 定額1,000千円（限度額） ・事業量：市町村 42市町村全て（毎年） NPO等 10団体（毎年）※5つの流域毎に2団体 	
	所要額	4.5億円（単年度 0.9億円）

